

and Amulet オーダージュエリー契約書

第 1 条 (契約の目的)

甲 (S.hares de Style 株式会社) と乙は、別表の定めるところにより、乙の注文するオーダージュエリー (以下「製品」という) の製作を甲が請負い、乙は甲に対して代金を支払うものとする。

第 2 条 (代金の支払い)

1. 乙は甲に対し、別表に定める支払期限・支払方法にて代金全額を支払う。なお、銀行振り込みの場合には、甲の指定する下記銀行口座とし、振込手数料は乙の負担とする。

三菱東京UFJ銀行
土浦支店 (普通)

2. 支払期限までに代金の支払いが完了しない場合、甲は本契約を解除することができる。

第 3 条 (キャンセル)

1. 乙は、甲に対する代金支払後に解約する場合は、甲は支払済代金を返還する義務を負わない。

2. 甲は、乙からキャンセル通知を受け取った場合には、乙から預かり品等がある場合には当該材料等をそのときの現状にて乙に返還する。引き渡し場所は甲の指定するアトリエとする。

3. 前項の預かり品の保管期限はキャンセル通知を受け取ってから 3 ヶ月とし、その期限内に乙が引き取りに来ない場合には、乙はその材料等の所有権を甲に無償譲渡したものとみなす。その場合、甲が乙の了承なく材料等を処分することに同意する。

第 4 条 (預かり品)

1. 預かり品について以下の事項が生じた場合でも、甲は一切責任を負わない。

- ①加熱・洗浄により預かり品が変色・変化した場合
- ②粹外し等により隠れていた宝石のキズ、欠け、内包物が現れた場合
- ③天災その他、甲の過失によらずに滅失・破損した場合

2. 甲は、加工中に預かり品の破損等の危険が高いと判断した場合、ただちに加工を中止し、乙にその旨を通知する。その場合、預かり品および代金の半額を返却した上で契約を解除する。

3. 甲は、乙から預かった材料 (宝石ルース等) を保管、製作中に甲の過失により滅失・破損した場合には、その旨を乙に通知し、同等品に交換または市場価格相当額の弁償を行う。

4. 前項の市場価格の算定にあたっては、乙の主観的な価値 (かたみ、記念、思い出等) に関わらず、一般的な宝石市場卸価格を標準とする。預かり前の写真や鑑別書からランクが判別不能な場合は、中等度のランクとして算定するものとする。

第 5 条 (製品の引渡し)

1. 甲は乙に対し、別表に定める引渡期日に製品を別表記載の方法にて引渡す。

2. 引渡期日までに製品を引渡すことが困難な事情が発生した場合、甲は乙に直ちにその旨を通知し、納品可能な予定日の目処を通知する。

3. アトリエでの引渡しの場合、別表に定める引渡期日から 3 ヶ月以内に乙が引き取りに来ない場合、乙はその製品の所有権を甲に無償譲渡したものと見なし、甲が乙の了承なく製品を処分することに同意する。

第 6 条 (製品の検品)

1. 甲から店頭で製品の引渡しが行なわれたときは、乙はその場で速やかに検品を実施し、別表記載の加工内容との相違がある場合は直ちに甲に申し出るものとする。郵送での納品の場合には、製品の到着後 3 日以内に乙から甲に対し申出がなされない場合は検品に合格したものとみなす。

2. 製品が前項の検品において別表記載の加工内容 (客観的な素材・形状等の合意内容を含むが、イメージ違い等の主観的な内容は含まない) との相違が確認された場合、甲の負担で修理を行う。仮に修理が不可能な場合には、甲は当該部分に相当する代金を一部返還することで契約を解除することができる。

3. 検品後の製品の滅失、毀損その他一切の損害は、乙の負担とする。

第 7 条 (所有権)

製品の所有権は、甲から乙に対する製品の引渡しと同時に、甲から乙へ移転する。

第 8 条 (知的財産権)

1. 本契約において知的財産権とは、製品のジュエリーデザイン画・CAD データ・現型・製品写真等まつわる諸権利 (著作権、意匠権、不正競争防止法上の権利等)、および甲のブランドまつわる諸権利 (商標権等) のことをいう。

2. 本契約により発生する知的財産権は、製品の所有権移転後も、引き続き甲に帰属する。

3. 乙は、甲に無断で、製品のデザインの模倣、現型作成・複製、甲のウェブサイト上の写真や文書等を使用してはならない。

第 9 条 (反社会的勢力および競業他社)

1. 乙は甲に対し、現在及び将来に渡り、自己、および自己の配偶者・親族等が反社会的勢力 (暴力団、暴力団員その他これに準ずる者をいう。) の関係者に該当しないことを表明し確約する。

2. 乙は甲に対し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術、脅迫的行為、業務妨害行為、当社のノウハウや知的財産等を無断で使用する行為、インターネット・SNS 等での誹謗中傷行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し確約する。

3. 上記 1 項または 2 項の違反が確認されたときは、甲は本契約を直ちに解除することができる。その場合、甲は乙に対して代金及び預かり品は返還する義務を負わない。

第 10 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して当事者間に紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲 東京都〇〇区〇〇
S.hares de Style 株式会社
代表取締役 蔦谷百恵

乙 別表「当事者乙」欄の通り